

たばこ税の手持品課税の概要

1. 税率改正の概要

①平成 28 年～令和元年の紙巻たばこ三級品に係る税率改正

平成 27 年度税制改正におけるたばこ税関係法令の改正により、紙巻たばこ三級品に係るたばこ税及びたばこ特別税並びに道府県たばこ税及び市町村たばこ税の特例税率が廃止され、紙巻たばこ三級品に係る税率が引き上げられます。

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から実施されており、激変緩和の観点から経過措置が講じられ、次の 4 段階に分けて税率改正が実施されます。

期 間	税 率 (1,000 本当たり)				
	たばこ税	たばこ特別税	道 府 県 たばこ税	市 町 村 たばこ税	合 計
平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	2,950 円	456 円	481 円	2,925 円	6,812 円
平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	3,383 円	523 円	551 円	3,355 円	7,812 円
平成30年4月1日から 令和元年9月30日まで	4,032 円	624 円	656 円	4,000 円	9,312 円
令和元年10月1日から	5,802 円	820 円	930 円	5,692 円	13,244 円

※平成 30 年度税制改正により、平成 31 年 4 月 1 日に行われる予定であった紙巻たばこ三級品に係る税率の引上げは、平成 31 (令和元) 年 10 月 1 日に行われることとされ、税率も変更されました。

※「紙巻たばこ三級品」とは、わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバット、ウルマ、及びバイオレットの 6 銘柄をいいます。

<令和元年 10 月 1 日現在の税率>

区 分	税 目	税 率 (1,000 本当たり)			1 本当たり 引上げ額
		改正前	改正後	引上げ額	
国 税	たばこ税	4,032 円	5,802 円	1,770 円	1.770 円
	たばこ特別税	624 円	820 円	196 円	0.196 円
地方税	道府県たばこ税	656 円	930 円	274 円	0.274 円
	市町村たばこ税	4,000 円	5,692 円	1,692 円	1.692 円
合 計		9,312 円	13,244 円	3,932 円	3.932 円

②平成30年・令和2年・令和3年の製造たばこに係る税率改正

平成30年度税制改正におけるたばこ税関係法令の改正により、平成30年10月1日から、製造たばこに係る国のたばこ税、道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率が引き上げられます（たばこ特別税の税率は改正されていません）。

この改正は、平成30年10月1日から実施されますが、激変緩和の観点から経過措置が講じられ、次の3段階に分けて税率改正が実施されます。

期 間	税 率（1,000本当たり）				
	たばこ税	たばこ特別税	道府県たばこ税	市町村たばこ税	合 計
平成30年10月1日から 令和2年9月30日まで	5,802円	820円	930円	5,692円	13,244円
令和2年10月1日から 令和3年9月30日まで	6,302円	820円	1,000円	6,122円	14,244円
令和3年10月1日から	6,802円	820円	1,070円	6,552円	15,244円

2 「手持品課税」とは

手持品課税とは、たばこの小売販売業者、卸売販売業者又は製造者（以下これらを「小売販売業者等」といいます。）が、税率引上げ日の午前0時現在において、たばこの製造場又は保税地域以外の場所で、1①の税率改正時には紙巻たばこ三級品5,000本以上を販売のために所持する場合、1②の税率改正時には製造たばこ2万本以上を所持する場合（いずれの場合も、複数の場所で所持している時はその合計本数）に、小売販売業者等に対し、その所持する製造たばこについて、税率の引上げ相当分を課税するものです。

3 手持品課税を行う理由

たばこ税及びたばこ特別税は、たばこの製造場から製造たばこが出荷された時に、また、道府県たばこ税及び市町村たばこ税は、卸売販売業者等が小売販売業者に製造たばこを売り渡した時に課される税であることから、税率改正前に出荷又は売り渡しが行われている場合には、引上げ前の税率で課税されていることとなります。

したがって、税率の引上げが行われる際には、既に製造場から出荷又は売り渡され流通段階にある製造たばこに対して税率の引上げ分に相当する課税（手持品課税）を行い、税率改正後に製造場から出荷又は売り渡される製造たばこと同一の税負担を求めることとされています。